

調査報告書

令和8年8月6日
多賀城市立 小学校名 小学校いじめ調査委員会

第1 調査委員会の設置

1 調査委員会設置に至る経緯

本報告書は、多賀城市立[小学校名]小学校内でのいじめにより、当時2学年児童が不登校に至ったと疑われる事案について、「多賀城市立[小学校名]小学校いじめ調査委員会」が調査を行った結果を報告するものである。

学校及び多賀城市教育委員会は、令和8年3月12日、本件がいじめ防止対策推進法28条1項2号の重大事態に該当すると判断し、同日、同法及び多賀城市いじめ防止基本方針Ⅱ、3（2）に基づき、学校が主体となって調査を行う「学校いじめ調査委員会」を設置した。

2 調査の目的

本調査委員会の目的は、不登校に至った事実関係を整理することで、いじめにより不登校に至った疑いのある児童が、欠席を余儀なくされている状態を解消し、安心して学校生活を送れるようにすることと今後の再発防止策に活かすことである。

3 調査委員会の構成

校長	[校長名]	教頭	[教頭名]	主幹教諭	[主幹名]
生徒指導主任	[主任名]	いじめ・不登校担当	[担当者名]		
対象児童3学年時担任	[担任名]	関係児童3学年時担任	[担任名]		
多賀城市教育委員会指導主事	[指導主事名]				
スクールカウンセラー	[S C 名]	スクールソーシャルワーカー	[S S W 名]		

4 調査期間

令和8年3月12日～8月6日

5 調査方法

対象児童・関係児童への聞き取り、及び周囲の児童への聞き取り

第2 重大事態に関する事実関係

1 対象児童（いじめ重大事態発生当時）

（学校名）	多賀城市立[小学校名]小学校
（学年・学級・性別）	第2学年[学級]・[性別]
（氏名）	[児童名]（以下Aとする）

(欠席日数) 期間：令和8年1月16日～3月24日 欠席35日

2 いじめ事案の概要

(1) 認知日 令和8年2月2日

(2) 関係児童 (いじめ重大事態発生当時)

(学校名)	多賀城市立	<div>小学校名</div>	小学校
(学年・学級・性別)	第2学年	<div>学級</div>	<div>性別</div>
(氏名)	<div>児童名</div> (以下Bとする)		

(3) 経過の概要

① 令和8年1月15日(木)、帰りの準備中に、Bは女子児童と追いかけてっことをしていた。Bが教室後方のドアと女子児童の間に挟まれるように立っていたところ、AがBの右肩をタッチした。肩を触られたBは腹を立て右足のつま先でAの腹部を蹴った。周囲にいた児童の知らせを受けた担任が現場に向かったところ、腹部を押さえてうずくまっているAを発見した。担任が保健室へ行くことを勧めるが、Aは「保健室に行かなくても大丈夫。一人で家に帰れる。」との返答だった。

担任はBに対してその場で理由を聞くと同時に、どんな理由があっても相手を傷付ける暴力は許されないことを指導した。また、その場でBからAに謝罪があった。

放課後、担任から帰りの準備中での今回の出来事について、両家庭の保護者に連絡をする。Aの保護者からは「家に帰ってからも本人は『お腹が痛い』と言っているので様子をみます。」、Bの保護者からは「家庭でも本人と、今回の件について話をします。」との話があった。

② 1月16日(金)、Aの保護者から連絡があり、「心身の不調」を理由としてAは欠席した。

③ 1月19日(月)、Aの保護者から連絡があり、「腹痛」を理由としてAは欠席した。この連絡時に、「蹴りの強さはどの程度だったのか。」との質問を受けた担任は再度、周囲にいた児童とBに聞き取りを実施し、Bからは「蹴った強さは、自分だったら少し痛いと思う強さだった。」、周囲にいた2名の女子児童からは「AがBに蹴られたところは見えていないので、蹴った強さは分からない。」とのことだった。他の児童にも確認を行ったが、蹴られた状況を見ていた児童は見付からなかった。

放課後、担任から両家庭の保護者へ連絡をする。Aの保護者からは「休みの

日もずっとお腹の痛みを訴えていた。」「相手の保護者はこのことについて知っているのか。」との話があった。担任からは A の体調を心配するとともに、B の保護者にもその日のうちに連絡していることを伝えた。その後、B の保護者にも連絡をしたところ、「蹴ることはよくないのでうちの子が悪い。お相手に謝罪をしたい。」との話があった。謝罪については、A の保護者より断られていることを伝えた。

- ④ 1 月 20 日（火）、A は病院を受診し、精神的な問題ではないかとの診断を受け、薬を処方された。

A はその後、1 月 21 日（水）～1 月 29 日（木）腹痛や下痢を理由として、7 日間の欠席が続いた。

- ⑤ 1 月 29 日（木）、担任から A の保護者に対して「家庭訪問を行いたい。」との連絡を入れたが、A の精神的負担になり得るとの理由で家庭訪問は見送りになった。

- ⑥ 1 月 30 日（金）、10 日ぶりに A が登校する。休み時間は友達と仲良く過ごすことができていたが、4 時間目はお腹をさすっている様子が見られた。担任が保健室へ行くことを勧めたが、A は「行かなくていい。」と言って保健室には行かず、1 日を学校で過ごすことができた。

- ⑦ 2 月 2 日（月）の校内いじめ対策委員会にて、A が蹴られた事実とその後の欠席が続いていることを踏まえ、本件をいじめとして認知し、組織的に対応していくことを確認した。

- ⑧ A は 2 月 2 日（月）以後、欠席と登校を繰り返していたが、2 月 12 日（木）以降、嘔吐や吐き気を理由とした欠席が増えるようになった。

- ⑨ 2 月 17 日（火）、A は再度病院を受診し、嘔吐や吐き気が起きる原因は、精神的なものではないかとの診断を受けた。

- ⑩ 2 月 19 日（木）、A の状況が改善しないことと担任の訪問はプレッシャーになるという理由から教頭が家庭訪問を行い、A の保護者と話し合いを行った。その中で「B 本人、B の保護者とも謝罪の意思があること」、「A と B の座席は離していること」、「教室に入りにくい場合には、教室以外での場所でのサポートもできること」を伝えた。保護者からは、登校については A 本人の気持ちを聞きながら、無理をさせずに見守りたいとの意向があった。

- ⑪ 2 月 24 日（火）以降、喉の閉塞感や締め付けられる感じという理由での欠席が見られるようになった。

- ⑫ 2 月 25 日（水）、臨時の校内いじめ対策委員会を開催し、A の現状の確認と今後の対応策について検討した。その後、教頭が家庭訪問し、A の状況確認

と今後の対応について保護者と話し合いを行った。

⑬ 2月26日(木)以降も、吐き気と喉の閉塞感を理由とした欠席が続いた。

⑭ 3月12日(木)に臨時の校内いじめ対策委員会を開催し、本件をいじめ重大事態として対応することを確認し、多賀城市教育委員会の指示を受け、いじめ問題調査委員会を設置することとした。

(4) 対象児童及び保護者の訴え

- ・ Bに右足のつま先で腹部を蹴られたこと。
- ・ そのことが原因で登校に不安を抱えていること。

(5) 調査によって確認できた事実

令和8年1月15日(木)の帰りの準備中、Bは右足のつま先でAを蹴った。BがAを蹴った理由は、AがBの右肩を突然タッチしてきたことに腹を立てたためであり、「自分だったら少し痛い」と感じる程度で蹴ったと述べている。BはAを蹴った後、Aが腹部を押さえずくまっている姿を見ていた。

AがBの右肩をタッチした理由は、女子児童がハイタッチしている様子を見て羨ましくなったからである。タッチの強さをBは「軽く押す感じ」だったと述べている。

周囲にいた女子児童2名を含め、学級ではAがBに蹴られた瞬間を見ている児童はいなかった。

(6) 関係児童への指導内容

突然体を触られた(タッチされた)ために腹が立ったとしても、相手を蹴ってはいけないことを指導した。自分が「少し痛い」と感じる程度の強さだとしても、Aは教室に入れない状況であり、相手が蹴られた強さをどのように感じるかは分からないことを伝えた。

Bはその場で謝罪をしている。その後も自分の行為を振り返り、Aに対して謝罪したいという意思を示していたが、Aの気持ちが落ち着くまで謝罪は難しいことや、今はできるだけ接触を避けたいといったAの心情をよく考えて行動するように助言した。

(7) 学校対応の検証

1月16日(金)以降、Aが学校へ行きたくないと考える原因がBの行為にあるとの訴えがあり、学校では速やかにBへの詳細な聞き取りや周りへの事実確

認を行い、両保護者との情報共有を行った。また、A と B が 1 対 1 で直接関わる場面を作らないようにするなど、座席の配置移動や継続的・重点的な見守りを行った結果、同様の行為が繰り返されることはなかった。

しかし、A 本人が腹痛や吐き気等の訴えで、10 日間の欠席が続いていたのにも関わらず、2 月 2 日（月）の校内いじめ対策委員会まで、いじめとしての認知を行わなかった点については、いじめ防止対策推進法及び「いじめ認知」に対する学校全体の理解が不足していたと言える。また、教室に入れない状態が続く A への対応が、担任を中心とした電話連絡や面談などにとどまる状況が続き、組織的対応が不足していたことも指摘できる。1 月 29（木）に学級担任の家庭訪問等による登校刺激を控えてほしいと保護者より相談があった時点において、校長を中心とするリーダーシップのもとマネジメントを発揮し、B の行為を早期にいじめとして認知して、臨時のいじめ対策委員会を立ち上げるべきであった。学校組織としていち早く情報の共有化を図り、SC や SSW、養護教諭等の積極的な活用を図る工夫が必要であった。

また、2 月 19 日（木）の教頭による A への家庭訪問では、登校不安解消への対応として、「意思確認」、「教室環境」、「学校体制」などの提案を行い、組織的な対応を行っているが、「A の不安解消」までには至っていなかった。

同様に、3 月 11 日（水）時点で A の欠席日数が 30 日を超えたため、3 月 12 日（木）の臨時の校内いじめ対策委員会で、いじめ重大事態として対応することを確認し、市教委への報告となったが、これに関しても、法に基づく重大事態の判断基準や運用の理解不足により、30 日の欠席を待たずに校長がいじめ重大事態と判断し、より迅速に対応する必要があった。校長によるマネジメントや組織的な支援体制の構築が後手に回ったことで、A の心身の状況に応じた適切な支援が早期に行われたとは言い難い。

（８）確認できた事実と重大事態との関連性

B による「右足のつま先で腹部を蹴る」という行為が行われたのは、1 月 15 日（木）であること、A が様々な不調を訴えて欠席し始めたのが翌 1 月 16 日（金）以降であり、その後も欠席が続いていることから、B の行為が A の欠席が続くきっかけとなったと推察される。

欠席の原因は最初、「腹痛」といった直接的な身体的なものであったが、徐々に「吐き気や嘔吐」「喉の閉塞感」といった精神的なものに変化している。医師の診断では、蹴られたことによる内臓への損傷等は認められず、A の腹痛も精神的な要因によるものとのことであった。蹴られたことの身体的な痛みではな

く、精神的な不安から様々な不調が出たと推察される。

第3 今後の対象児童及び関係児童への支援方策等

1 対象児童への支援

A に対しては、3 学年進級時の学級編制の配慮や別室対応の情報提供など、学校と家庭で綿密に情報共有し、現在は登校できている日が増えている。

A 本人が感じる様々な不安を和らげる方策、様々な不安を自らで解消していく力の育成のために、今後、以下の点に重点を置いた支援を行っていく。

- (1) 学校では、様々な提案を A 本人、A の保護者に行っていたが、A に寄り添う姿勢を明確に示せていたか、また、それが A 本人や A の保護者に十分に伝わっていたかという課題があったと考えられる。何かが起こる前に、教職員と児童の信頼関係をしっかりと構築できるよう、「いつでも誰にでも相談できる」と感じられる学校づくりを行い、児童自身が誰からも大切にされていると実感できる対応を実践する。
- (2) SSW や SC との連携を深め、児童本人が、学校を安心・安全な場所であると再確認できるような働き掛けを行う。
- (3) 学級活動や学校行事への積極的な参加を促し、それらをきっかけに、学級への所属感や自己有用感を高めるための働き掛けを行う。
- (4) 帰る際には必ず担任が丁寧に話し掛け、困っていることがないかなどの聞き取りを行ったり、不安に対しての対応の仕方を個別に支援したりする。また、校内でも情報共有を図り、担任以外の教師も積極的に声掛けをし、気になることがあれば担任を通じて家庭連絡を密に行う。

2 関係児童への支援

B は自らの行為を反省するとともに、誰に対しても同様な行為を繰り返さないよう意識した学校生活を送っている。今後も、相手の立場に立った行動を心掛けるよう継続した指導及び見守りを行う。また、A の気持ちが落ち着くまでは接触を避けさせるなど、組織で対応する。

第4 再発防止のための対策

1 いじめ対応の確認と理解

本件におけるいじめ対応は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)やいじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)及び学校のいじめ防止基本方針の理解が不十分であった。再発防止に向けて、改めて適切な対応について教職員一人一人が理解を深め、実践力を高めていくこ

とが必要である。

特に、いじめの認知については、事実確認の時点で組織的な判断を行い、初期段階から、適切に対応していくことが大切である。そのために、初期対応等に重点を置きたいじめ対応研修会を開催するなど、職員のいじめ対応への理解を深める取組を継続的に行う。

2 組織対応の徹底・強化

学校は校内いじめ対策委員会を設置し、対応を行ってきた。月1回の定例会に加えて学校生活アンケート等で、いじめと疑われる事案が確認された場合も適宜委員会を開催していたが、個別の事案に対して十分な支援策を話し合っている状況とは言い難い。

再発防止に向けては、全職員で「いじめ」定義の再確認を行う。また、いじめ認知後の具体策として、担任や学年を支援するシステムを構築し、生徒指導主任やいじめ・不登校担当者がコーディネーターとなって SC や SSW などの意見を取り入れ、対象児童及び保護者へのケアを実施するなど組織体制の強化を行う。

3 いじめ未然防止のための取組

いじめの未然防止に当たっては、全教職員がいじめに向き合う上での認識と手順を共有するとともに、児童も含め学校全体が「いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり」を進めていくことが大切である。つまり、学校が重点目標に掲げる安心・安全な居場所づくりがさらに充実するよう、全ての教育活動を通して、児童自身が気付き、考え、行動する場を設定すること、さらには全ての児童が当事者意識を持ち、「相手の立場になって考える」「相手が嫌だと思うことをしない」「自分の感情をコントロールする」などの指導を継続することで、誰もが行きたくなる安心・安全な学校づくりにつなげていくことが大切である。

第5 まとめ

本調査委員会は、保護者からの訴えをもとに、欠席が続くこととなった対象児童の状況について、事実関係を整理し、今後の再発防止を目的として本報告書をまとめた。

学校における様々な学びは、学校が安心・安全な居場所であるという土台の上に成り立つものである。したがって、児童が安心して学校生活を送り、友人との関わりの中で成長していけるような教育環境の整備は学校の責務である。特に、いじめ事案については、いじめ防止対策推進法及び学校のいじめ防止基本方針を全教職員が十分に理解して、適切かつ速やかに対応することが必要不可欠である。

本報告書内において、調査結果から明らかとなった課題を踏まえ、再発防止に向けた具体的な方策を示した。今後は、この再発防止策を全教職員が同じ意識を持って、着実に実施していくことが求められる。